

京都市告示第 4 0 6 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田原 卓視	空水治療院	北区大宮南田尻町 5 8 第 2 池田ビル 1 F	平成 24 年 12 月 21 日
吉田 広揮	かおり鍼灸接骨院西陣	上京区千本通一条上る泰童片原町 6 5 1	平成 24 年 9 月 19 日
栗山 大	出町柳鍼灸整骨院	左京区田中下柳町 4 0	平成 24 年 12 月 10 日
藤井 伸	有限会社あいおわ ほし鍼灸整骨院	中京区西ノ京星池町 3 8 番地 1 4	平成 24 年 11 月 25 日
渡邊 大祐	ぎをん鍼灸整骨院	東山区川端通四条上る常盤町 1 7 6 番地 萬会館 1 F	平成 24 年 12 月 1 日
山口 克彦	やまぐち鍼灸整骨院	南区唐橋川久保町 3 8 - 4 フラワーハイツ 1 階北側	平成 24 年 12 月 10 日
桃谷 俊信	千代原口接骨院	西京区山田大吉見町 1 6 - 2 ベルジュール小嶋 1 F	平成 24 年 12 月 1 日
伊藤 友和	すみれ整骨院	伏見区深草紺屋町 4 - 4	平成 24 年 12 月 10 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田中 晋輔	小栗栖あさひ鍼灸院	伏見区小栗栖南後藤町6 小栗栖北団地1号棟106	平成24年12月 7日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)